

## 子育て世帯臨時特例給付金



平成26年度に引き続き、平成27年度も子育て世帯臨時特例給付金の支給を行います。この給付金を受け取るには、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村への申請が必要となります。

南三陸町へ申請する方には、申請書と手続きのご案内を送付します。申請書の到着後、案内に従って申請してください。

- ◇支給対象者 基準日（平成27年5月31日）の時点で住民票が南三陸町にある方で、基準日において平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）の受給者及び要件を満たす方が対象となります。
- ◇対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）の対象となる児童を基本とします。また、平成26年度とは異なり、今年度は臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者及び生活保護の被保護者等も支給対象となります。
- ◇支給額 対象児童1人につき3000円（1回のみ給付）
- ◇申請手続 南三陸町へ申請する方には、申請書と手続きのご案内をお送りします（児童手当の現況届と同時に送付予定）。案内に従って、期間内に申請してください。申請書の受付期間は6月1日（月）から10月30日（金）までの予定です。申請受付後は、児童手当の受給状況や平成26年の所得等について審査のうえ、支給対象者に対して支給を行います。給付金の申請書は、6月に児童手当の現況届とあわせて集中受付を行います。
- ◇注意
  - ・臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の受給者等も支給対象となります。
  - ・申請期間などは、各市区町村により異なりますので、南三陸町以外に申請が必要な方は、事前に該当する市区町村にお問い合わせください。

問い合わせ 保健福祉課子ども家庭係「子育て世帯臨時特例給付金」窓口 ☎46-1402  
厚生労働省「子育て世帯臨時特例給付金」相談窓口（専用ダイヤル） ☎0570-037-192

## 臨時福祉給付金について



平成26年度に引き続き、平成27年度も臨時福祉給付金の支給を行います。

この給付金を受け取るには、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請が必要です。南三陸町で申請する方法等は、詳細が決まり次第お知らせいたします。

- ◇支給対象者 基準日（平成27年1月1日）時点で住民票が南三陸町にある方（平成27年1月1日現在の住民登録市町村が窓口です。）平成27年度分の住民税（市町村民税）が課税されない方が対象です。ただし、住民税を課税されている方に扶養されている方や生活保護制度の被保護者となっている方は対象となりません。
- ◇支給額 支給対象者1人につき6000円（1回のみ給付）
- ◇申請手続 町が定めた期間内に申請が必要です。申請時期が決まりましたら、広報などで受付期間や申請窓口をお知らせする予定です。申請後、平成26年の所得や課税状況、臨時福祉給付金の受給資格等について審査のうえ、支給対象者へ支給します。
- ◇注意
  - ・「子育て世帯臨時特例給付金」の対象となる場合は、別途申請が必要です。
  - ・申請期間などは、各市区町村により異なりますので、南三陸町以外に申請が必要な方は、事前に該当する市区町村にお問い合わせください。

問い合わせ 保健福祉課社会福祉係「臨時福祉給付金」窓口  
☎46-1402（臨時給付金直通） ☎46-2601（社会福祉係）  
厚生労働省「給付金」専用ダイヤル ☎0570-037-192

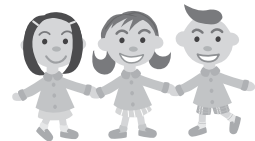
## 児童手当・特例給付 現況届の提出について

現在受給している児童手当・特例給付を引き続き受給するためには、6月中に現況届を提出する必要があります。現況届を提出しないと、6月分以降の手当を受給できなくなります。

対象者には個別に通知いたしますので、通知の内容をお確かめのうえ、必ずご提出くださいますようお願いいたします。

### 【集中受付期間】

歌津地区 ◇日時 6月9日（火）、10日（水） 午前10時から午後3時まで  
◇場所 歌津総合支所2階会議室



志津川地区 ◇日時 6月11日（木）、12日（金） 午前10時から午後3時まで  
◇場所 南三陸ポータルセンター交流館（さんさん商店街となり）

### 歌津地区・志津川地区 共通

◇日時 6月14日（日） 午前10時から午後3時まで  
◇場所 南三陸ポータルセンター交流館（さんさん商店街となり）  
※上記日程で都合のつかない方は、6月中に保健福祉課子ども家庭係まで提出ください。

### 【必要なもの】

①児童手当・特例給付現況届（事前に郵送いたします） ②印鑑 ③健康保険証（受給者のもの）  
※この他にも書類が必要となる場合がございますので、通知書にてご確認をお願いします。

問い合わせ 保健福祉課子ども家庭係 ☎46-2601

## 平成27年度 南三陸町介護職員初任者研修

介護職員初任者研修は、訪問介護員2級課程（ホームヘルパー2級）の廃止に伴い、平成25年度からスタートした資格で、旧ホームヘルパー2級と同等の資格です。

### ◇研修期間

- ・講義 7月4日（土）からの土・日曜日（9日間）
- ・演習 8月22日（土）からの土・日曜日（11日間）
- ・実習 9月28日（月）から10月16日（金）までの平日に実施（2日間）
- ・振り返り 11月7日（土）（1日間）  
※研修日程は変更になる場合があります。

### ◇受講対象者

町内に住所を有し、研修修了後、介護サービス事業所等に携わることを希望する者で、研修課程の全日程を受講できる者を原則としますが、町内福祉事業所等で勤務しているなどの個々の状況を考慮します。  
※訪問介護員2級修了者は、介護職員初任者研修修了者とみなされます。

◇募集定員 40名

### ◇研修実施場所

- ・講義・振り返り 役場2階大会議室
- ・演習 介護老人保健施設歌津つつじ苑 会議室
- ・実習 介護老人保健施設歌津つつじ苑又は介護老人保健施設ハイム・メアーズ

### ◇受講経費

10000円（テキスト代6995円を含む）

### ◇申込方法

地域包括支援センターに備え付けの受講申込書により、6月1日（月）から6月19日（金）の間に申し込みください。  
※受講申込者が多数の場合は、個々の事情及び就労希望事情等を考慮したうえで、調整することがあります。

問い合わせ 地域包括支援センター ☎46-5588